

平成20年度

情報公開制度・個人情報保護制度の仕組みと運用状況を紹介します

☎相談・情報センター☎内線2214・情報推進室☎内線2141

より開かれた市政運営のために

情報公開制度の仕組みと運用状況

市が収集・作成したさまざまな情報はみなさんの共有財産です。そして、みなさんに市政に参加していただくためには、こうした情報が広く公開されることが必要です。市では、こうした観点から、より開かれた市政運営の実現に向け情報公開制度の的確な運用を図っています。

ここでは、市の情報公開制度の仕組みと平成20年度の運用状況をお知らせします。

■利用できるのは…

市の情報公開制度は、すべての人(法人を含む)が利

用できます。平成20年度は表1のとおり情報公開請求がありました。

■公開の対象となる情報は…

教育委員会や市議会を含む市のすべての組織で作成・受領した情報が公開の対象となります。平成20年度の請求件数とその処理状況は表2のとおりです。

■公開できない情報は…

みなさんのプライバシーに関することや企業の営業の秘密は公開しません。また、市が事業を行うための交渉

の方針など、公開することで公正・適正な市政運営が妨げられる情報も公開しないこととしています。平成20年度の非公開件数とその理由は表3のとおりです。

■非公開決定の場合の救済制度は…

情報が公開されなかったことに不満のある場合は、市に不服申し立てをすることができます。市は情報公開審査会に諮問し、審査会では、非公開の決定が適切であったかどうかを審査します。

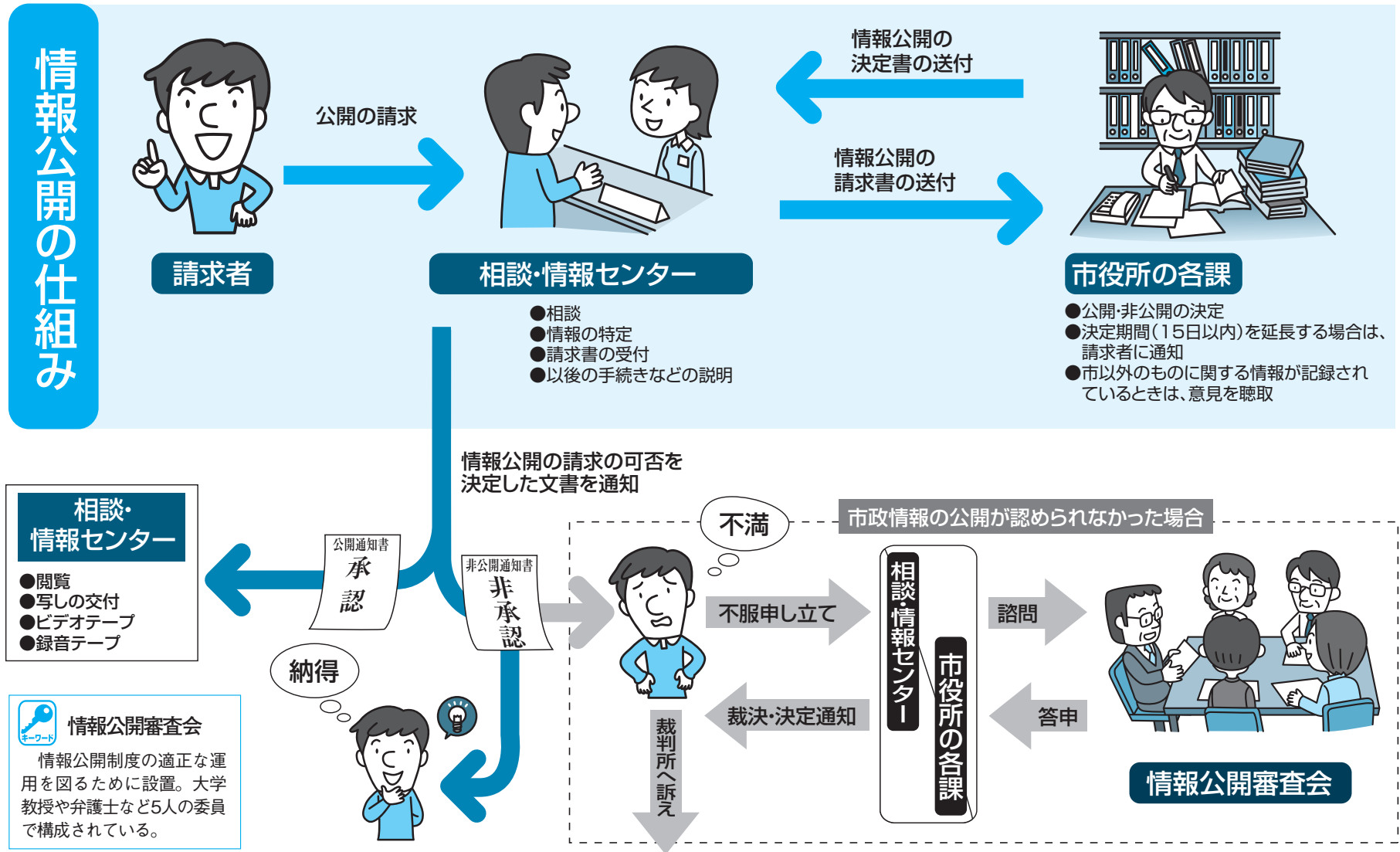


表1 請求者の内訳

件数	内訳			
	市民	市内法人・団体	市外在住者	市外法人・団体
60	19	4	8	29

表2 部門別の情報公開請求件数と処理状況

請求先	請求	処理状況					不服申し立て
		公開	一部公開	非公開	不存在	取り下げ	
市長	54	26	25	2	1	0	0
教育委員会	7	6	1	0	0	0	0
選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	62	33	26	2	1	0	0

表3 非公開理由の内訳

収入や職業、学歴など個人のプライバシーに関する情報	24
企業の経営戦略や技術、経営状況に関する情報	7
生命、身体や財産の保護、犯罪の防止のための情報で、公開すると安全安心に支障がでる情報	13
合 計	44

※1件の決定について、複数の非公開理由があるので表2の一部公開件数と非公開件数の合計とは一致しません。